

14. 労働法制委員会対策

イ、差當つて調査すべき法律工場法、健康保険法、労働争議調停法、民法雇傭契約關係條文、鑛業法、海員船員法、口、調査交渉すべき法律

徴兵家族補償法、労働組合法、最低賃銀法、母性保護法、八時間労働法。

ハ、曝露材料を集むべき法律治安維持法、治安警察法、行政執行法、暴力行爲取締法、警察犯處罰令。

ニ、調査方法は委員会一任

四、組合同盟本部豫算審議の件

三年度及び四月十五日現在の會計報告、大會々計報告を承認して審議決定。(略)

▲政治部指令

五 月

●九回メーデー

東京―組合同盟員数八五〇名
地方―高砂参加百三五〇、其の他後路及び支那職夫組合大

選せしめるために戦ふは勿論、この機会に於いて、我等の政黨日本労働黨の組織確立のために戦はねばならない。

然し我等は單に日本労働黨の戰士たるのみならず、労働階級の經濟闘争に於ける前衛たることを忘れてはならない。即ち我々は、如何なる場合にも組合同盟の組合員たることを忘れてはならない。

勿論、我々は全無産大衆のための戦ひたる選挙戦に對して、ケチな組合主義的利己心を持ち込むことは、絶対に排斥すべきであるが、選挙に於ける我等の活動舞臺は、選挙戦そのものと同時に、工場に職場に於ける組合の組織宣傳の運動を展開するにあることを知らねばならない。

二月の國會總選挙に於いては、この組合の独自の立場よりする闘争を怠りがちであつた。今回の選挙に際しては、この點に特に留意すべきである。

二、運動の方針

(一) 日本労働黨の支持團體たる我等は、黨員として、所属の各支部或ひは聯合會の動員に従つて、日本労働黨の闘争方針に従つて戦ふべきは勿論である。このためには、既に

編支部等に於て兩中示威運動決行、他地方では研究會、演說會、茶話會開催。

▲全國組合會議の提唱

五月廿四日附を以て日本労働組合總聯合會は該會議を提唱し來つた。

〔京濱府縣會選挙戦に對して

労働組合の立場より應接せよ！

各組合各支部は果敢なる闘争に加はれ

一、一般的注意―東京府及び神奈川縣下の府縣會選挙戦の審判日―五月二十日より切つておとされた。六月十日(第二日曜日)の投票日に至る二十日を通じて、京濱に於ける普選最初の府縣會選挙戦を我等労働階級のために、最も有効に、果敢に戦はなければならぬ。今回の府縣會戦に當つて、何よりも注意すべきことは、この選挙戦を漫然たる小市民の選挙熱にかされるが如き選挙騒ぎに終らしめざる様に努力することである。選挙戦は、我等労働階級にとつては、ストライキとその根柢を同じくする階級闘争である。先づこの階級の精神より出發して、我等の利害を忠實に代表する無産政黨の候補者を當選せよ！

黨本部より、黨聯合會及び支部には、詳細なる指令が發つてゐる筈であるから、黨員として各自の活動部署につくべし。

(2) 労働組合としての我が組合同盟及び各組合各支部の選挙に對する態度は、まづ第一には、積極的應接である。今日に於いては、日労働黨の各支部は、尚ほ、各組合支部の應接なくしては充分なる活動を、し得ない状態にある。故に組合支部としては、此際黨支部確立のために、極力應接せねばならない。そのためには、常に組合政治部、支部政治部は、黨支部との連絡を充分ならしめる様に敏活に活動せよ。組合政治部の確立なき結果は、稍もすれば、組合と政黨とを混同して、會計、組合事務等に意外の過失を生じることとなるから、此の點特に注意を必要とす。

(3) 我が同盟の選挙戦に對する第二の態度は、工場及び職場に於ける組織宣傳である。組合及び各支部はこの機会を宣傳期間として活動せよ。今日、黨支部の選挙運動を應接すると共に、支部組織運動を進めると云ふことは、多くの困難はあるであらうが、今後の選挙に於いては、常にこの